

答 申 第 78 号

令和2年 1月15日

奈良県知事 荒井 正吾 様

奈良県個人情報保護審議会

会 長 佐 伯 彰 洋

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について（答申）

令和元年年8月23日付け情第131号で諮問のあった事項については、下記のとおりです。

#### 記

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）については、特定個人情報保護指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）第10の1（2）に定める適合性及び妥当性を有していると認められます。

実施機関においては、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実施してください。